

静岡産業大学情報ネットワークシステム管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学（以下「本学」という。）における情報ネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」という。）の管理及び運用に関し、必要な事項を定めることにより、ネットワークシステムの安全性及び信頼性を確保し、本学の教育・研究の充実を図ることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 ネットワークシステムの管理、運用及び利用にあたっては、機密の保持及び個人情報の保護に最大限の注意を払うとともに、不正アクセス行為の禁止等に関する法律その他の関係法令及び別に定める「利用の手引き」を遵守しなければならない。

(システムの新設・変更等)

第3条 各学部のネットワークシステムの構築及び変更は、当該学部長の承認を得て第5条第1項に定めるシステム管理者が行う。

2 各学部のネットワークシステムを利用する者は、当該ネットワークシステムの運用に支障をきたすような電子計算機システムの新設・変更その他の行為をしてはならない。

(利用できる者)

第4条 ネットワークシステムを利用できる者は、次に掲げる者で、各学部長が別に定めるものとする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学の教職員が構成員となっているグループ
- (4) その他本学の教育・研究の充実を図るため特に認めた者

2 前項の利用者（以下「利用者」という。）が第2条の規定に違反した場合には、当該学部長は所管委員会（各学部の情報処理に関する事項を所管する委員会をいう。以下同じ。）の議決を経て、ネットワークシステムの利用の禁止その他の必要な措置を講ずることができる。

(システム管理者)

第5条 ネットワークシステムの円滑かつ適正な管理・運用を図るため、各学部にシステム管理者を置き、教務スタッフ長をもってこれに充てる。

2 システム管理者は、次の業務を行う。

- (1) ネットワークシステムの整備に関すること。
 - (2) ネットワークシステムのセキュリティを保持するために必要な次の事項に関すること。
 - ① セキュリティポリシーその他規則等の整備
 - ② サーバーの安全な運用の確保
 - ③ ログの管理保全
 - ④ 利用者の登録
 - ⑤ パスワードの管理
 - ⑥ 利用者に対するセキュリティ関連情報の提供及びセキュリティ対策の周知徹底
 - ⑦ その他不正アクセス行為の禁止等に関する法律に定めるアクセス管理者の講ずべき不正アクセス行為に対する防御措置その他の業務
 - (3) ネットワークシステムの運用にあたって不正アクセスその他異常な状況を認めたとときは、速やかにシステムの停止その他の必要な措置を講ずるとともに、当該学部長へ報告すること。
 - (4) ネットワークシステムの運用、利用状況等に関する定期報告書を作成し、所管委員会を經由して当該学部長に提出すること。
 - (5) その他ネットワークシステムの円滑な運用を図るため必要な事項に関すること。
- 3 各学部のシステム管理者は、相互の連携を密にし、ネットワークシステムの整備及び円滑な運用に努めなければならない。

(細 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、各学部長は、教授会の議決を経て、当該学部のネットワークシステムの適正な管理・運用を図るため必要な事項について定めるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。